

新型コロナウイルス対策（サントメ・プリンシペ：新型コロナウイルス対策措置の緩和）

- サントメ・プリンシペにおいて、新型コロナウイルス対策措置が緩和されました。
- サントメ・プリンシペ入国時における陰性証明書またはワクチン接種証明書の提示義務は引き続き適用されます。

8月1日、サントメ・プリンシペ政府は、同国におけるほぼすべての新型コロナウイルス対策措置を解除することを発表しました。

ただし、以下の措置は引き続き有効です。

- 1 新型コロナウイルス陽性者に対し、感染リスクを抑えるため、自宅隔離を義務づける。
- 2 12歳以上の全ての市民に対し、老人ホーム、児童・青少年施設及び病院、ヘルスセンター、プライベートクリニック、診療所等の医療施設ではマスクの適切な着用を義務づける。その他の閉鎖空間や車内でのマスク着用は任意とする。
- 3 すべての商業施設の出入口において、石けんによる手洗い又はアルコールジェルによる消毒を義務づける。
- 4 サントメ・プリンシペ国際空港への到着に際して、有効なワクチン接種のデジタル証明書を所持しない12歳以上の全ての国民及び外国人に対し、48時間以内の抗原検査陰性証明書又は72時間以内のPCR検査陰性証明書の提示を義務づける。有効なワクチン接種のデジタル証明書を所持する者は、これらの検査結果の提示が免除される。国際旅行の場合は、目的国における規制が適用される。
- 5 サントメ島ープリンシペ島の往来については、デジタル証明書と迅速検査陰性証明書の提示義務を撤廃する。

【参考リンク】

○サントメ・プリンシペ政府／保健省公式フェイスブック

<https://www.facebook.com/governostp/>

<https://www.facebook.com/MSaudeSTeP/>

○外務省海外安全ホームページ（国別感染者数、各国・地域における入国・行動制限措置等）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○在ガボン日本国大使館フェイスブック

<https://www.facebook.com/JapanEmbGabon/>

【本件問い合わせ先】

在ガボン日本国大使館 領事班（サントメ・プリンシペ兼轄）

所在地：Boulevard du Bord de Mer, B.P.2259, Libreville, Gabon

電話番号：(+241)011-73-22-97 / 011-73-02-35

閉館時緊急連絡先：(+241)077-38-73-38

Email: amb.japon@lv.mofa.go.jp